



受理番号	第 2 号
受理年月日	令和 5 年 11 月 24 日

パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ持続的な休戦を求める

請願



紹介議員

小川 文子   
 昆 秀一 

分類番号				
保存期限	1・3・5・10・永			
議長	事務局長	事務局員		
				

2023年11月24日

矢巾町議会議長 廣田 清実 様

〒028-3623 矢巾町大字煙山第24地割1

みちのく療育園

(Tel019-611-0600)

矢巾九条の会共同代表世話人 伊東 宗行



〒028-3615 矢巾町南矢幅第6地割80番地1

三堤住宅4号棟11

(Tel019-697-8960)

矢巾九条の会共同代表世話人 佐藤 征克



パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ持続的な休戦を求める請願

(請願の趣旨)

10月7日ハマスによる無差別攻撃に端を発したイスラエルの大規模攻撃によりパレスチナ・ガザ地区の人道状況はきわめて深刻な危機に直面しています。

電気、水、食料、医薬品の供給が妨げられるなかでの攻撃の結果、犠牲者は1万2千人を超え、そのうち4割が子どもとなっています。

この悲惨な状況を一刻も早く改善するために、国として以下について尽力されるよう地方自治法第124条の規定により請願をいたします。

【請願事項】

1. 即時かつ持続的な休戦を求める一層の外交努力
2. 国際法、国際人道法の遵守を求める一層の外交努力
3. 人道支援物資の供給を通じた人道状況の改善

パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ持続的な休戦を求める意見書（案）

10月7日ハマスによる攻撃に端を発したイスラエルによる大規模攻撃により、パレスチナ・ガザ地区の人道状況はきわめて深刻な危機に直面しています。

空と陸、海からの大規模攻撃、電気、水、食料、医薬品の供給が妨げられるなかでの攻撃により犠牲者は1万2千人を超え、そのうち4割が子どもとなっています。

この悲惨な状況を一刻も早く改善するために、国として以下について尽力されるよう地方自治法第99条の規定にもとづき意見書を提出します。

記

- 1 即時かつ持続的な休戦を求める一層の外交努力
- 2 国際法、国際人道法の遵守を求める一層の外交努力
- 3 人道支援物資の供給を通じた人道状況の改善

令和5年12月 日

内閣総理大臣 岸田文雄 殿

総務大臣 鈴木淳司 殿

外務大臣 上川陽子 殿

内閣官房長官 松野博一 殿

県選出国會議員

衆議院議員 階 猛 殿

” 鈴木 俊一 殿

” 藤原 崇 殿

” 小沢 一郎 殿

参議院議員 横澤 高德 殿

” ” 広瀬 めぐみ 殿

矢巾町議会

議長 廣田 清実